

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（保安林）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（国税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 個人、法人の有する保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合には、上限 2,000 万円の特別控除額を控除した残額についてのみ課税する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 34 条、第 65 条の 3、第 68 条の 74
4	担当部局		林野庁森林整備部治山課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 3 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 2 年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 50 年
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土保全の推進に向けて、本特例措置により、保安林内等における保安施設事業の施行の円滑化を図る。このことにより、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させ、国民生活の維持・向上に寄与する。
			《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定） 第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 （9）国土の保全等の推進 イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月閣議決定）等に基づき治山対策を推進する。 具体的には、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災

		<p>害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、次の取組等を行っていく。</p> <p>(ア) 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制</p> <p>(イ) 森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化</p> <p>(ウ) 渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減</p> <p>(エ) 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備(後略)</p>				
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 ⑱ 森林の有する多面的機能の発揮</p>				
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 山地災害のおそれのある地区(山地災害危険地区)に近接する集落のうち、防災上特に緊急性、必要性の高い箇所について、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を、令和5年度までに約58,600集落に増加させることを目標としている。令和2年度においては約57,200集落※を目標とする。</p> <p>※ 令和2年度の目標は平成30年度実績から令和5年度の達成目標に向けて毎年一定の割合で増加させることとした場合の概算数値</p> <p><治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数></p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年度(実績)</td> <td>56,200集落</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(達成目標)</td> <td>58,600集落</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、保安施設事業の施行における用地確保等を円滑に推進し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加させることにより、国土の保全及び国民の安全・安心の確保に寄与する。</p>	平成30年度(実績)	56,200集落	令和5年度(達成目標)	58,600集落
平成30年度(実績)	56,200集落					
令和5年度(達成目標)	58,600集落					

9 有効性等	① 適用数	単位：件				
		平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
	法人税	-	-	1	-	-
	所得税	1	1	1	1	-
	<p>※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度～令和2年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。</p> <p>※ 適用数について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれていることから、本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数については同一。</p> <p>近年の適用数は法人では平成30年度の1件、個人では毎年度1件程度であるが、これは、台風等の発生の頻度、災害数や災害の規模等により変化するものである。法人あるいは個人の所有する森林について災害が発生し、保安施設事業の必要性が生じた場合には、随時、本特例措置適用の必要性が生じることから、近年の適用件数が僅少であることのみをもって本特例措置の存在意義が揺らぐものではない。</p>					
	② 適用額	単位：万円				
		平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
	法人税	-	-	2,000	-	-
	法人事業税	-	-	2,000	-	-
	法人住民税	-	-	2,000	-	-
	<p>※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度～令和2年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。</p> <p>※ 適用額について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、本措置分のみの適用額を抽出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。※ 当該保安林の買入額が上限である2,000万円を超えているため適用額は2,000万円となる</p>					

③ 減収額

単位：万円

	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
法人税	-	-	398	-	-
法人事業税	-	-	122	-	-
法人住民税	-	-	51	-	-
減収額 計	-	-	572	-	-

※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度～令和2年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握

※ 減収額について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、本措置分のみ減収額を算出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。

※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 法人税減収額＝800万円×15%＋1,200万円×23.2%
- ・ 法人事業税減収額＝400万円×3.638%＋400万円×5.457%＋1,200万円×7.169%
- ・ 法人住民税＝300万円×12.9%

なお、単位未満四捨五入のため計と内訳は必ずしも一致しない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○達成目標の実現状況

治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数

単位：千集落

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
集落の数	55.8	56.0	56.2	56.6	56.8 (暫定値)

※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度～令和2年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数は令和元年度現在56,600集落であり、令和5年度までの目標58,600集落に向け着実に増加している。

なお、令和2年度の目標値57,200集落に対して実績見込みは約56,800集落となっているが、これは、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等により、全国各地で新たな林地崩壊が発生し、集落を保全するために必要となる治山対策の箇所が増加したことが原因である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置により譲渡された保安林の面積

単位：ha

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
法人向け	-	-	7	-	-
個人向け	0	1	0	6	-
計	0	1	7	6	-

※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度～令和2年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握

※ 単位に満たないものは「0」と表示。

本特例措置が保安施設事業の用地確保に当たり、土地所有者のインセンティブとなり、速やかな土地譲渡が行われた結果、同事業の施行が円滑に実施された。今後も国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を円滑に推進するため、引き続き本特例措置が必要である。

近年の法人についての適用は、平成30年の1件のみとなっているが、法人が所有する森林について、保安施設事業の必要性が生じた場合には、随時、本特例措置が必要になること、また、個人に対してはほぼ毎年適用があるため、法人と個人との整合を図る観点からも、引き続き本特例措置は必要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

近年、気候変動に伴う降雨態様の変化による山地災害の発生リスクの増加が懸念されている。山地災害については、直近5年間の被害額の平均は1,000億円となっており、その被害額は一箇所当たり平均3,840万円にも上ることから、災害の未然防止が重要となっている。

本特例措置による全国1年間の平均減収額は114万円であり(算定根拠については別添2参照)、本特例措置により保安施設事業が円滑に施行されることは、山地災害の未然防止に寄与することから、本特例措置には税収減を是認して余りある効果がある。

また、保安施設事業の実施による保全の効果は、下流域の広範囲に及び、受益対象者と事業実施箇所の土地所有者とは必ずしも一致しないことから、公益のためにも受忍義務や権利制限の下におかれる土地所有者に対する相当な優遇措置として、本特例措置は有効である。

10 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

保安林内で保安施設事業を実施するため、国又は地方公共団体へ土地を譲渡する場合に限られるものであり、公益に資することが明確であるとともに、要件も明確となっている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

他の支援措置や義務付け等はない。

	③ 地方公共団体が協力する相当性	全国で生じる山地災害に対して、国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を円滑に推進するための措置であることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	本措置は、近年の適用件数は僅少であるが、保安施設事業を円滑に実施するうえでの土地所有者への必要かつ適切な優遇措置であると考えられることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 5 月～8 月

適用数等及び減収額の算定根拠(法人税)

○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	1 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和元年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	2,000 万円	同上	
③法人税減収額(見込)	398 万円	$800\text{万円} \times 15\% + 1,200\text{万円} \times 23.2\%$	②×税率(注1)
④法人事業税減収額(見込)	122 万円	$400\text{万円} \times 3.638\% + 400\text{万円} \times 5.457\% + 1,200\text{万円} \times 7.169\%$	②×税率(注2)
⑤法人住民税減収額(見込)	51 万円	$398\text{万円} \times (3.2 + 9.7)\%$	③×税率(注3)
⑥減収額 計(見込)	572 万円	③+④+⑤	(注4)

注1)所得のうち年800万円以下の部分は15%、800万円超の部分は23.2%の税率を適用
(資本金1億円以下の普通法人を想定)

注2)適用のあった当該県(神奈川県)の平成30年度の税率を適用
所得のうち年400万円以下は5.457%、400万円を超え年800万円以下は5.457%、年800万円を超える部分は7.169%

注3)利用状況調査では適用市町村まで把握していないため、税率は標準税率(道府県税3.2%、市町村民税9.7%)を適用
減収分の算定であるため均等割は考慮しない

注4)単位未満は四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致しない

(別添2)

適用数等及び減収額の算定根拠

○災害発生時の一箇所当たりの被害額

<直近5年間の山地災害の発生状況> (単位:億円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
箇所数	2,265	2,295	4,062	2,016	2,035
被害額	956	634	2,068	644	800

(注)林野庁治山課による調査により把握

<1箇所当たりの被害額> (単位:万円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	5年平均
1箇所当たりの被害額	4,221	2,763	5,091	3,194	3,931	3,840

1箇所当たりの被害額＝被害額÷箇所数

○1年当たりの減収額

直近5年間の減収額の平均値から算定

(単位:万円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	5年平均
減収額	0	0	572	0	0	114